

汚染土壌処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱

制定 平成21年10月23日

(趣旨)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正後の土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第22条第1項の規定による施設の設置等に伴う紛争の予防と調整を図るため、当該施設の設置等に係る事業計画の事前協議及び地元説明会の開催など、汚染土壌処理業許可申請前の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 法第22条第1項に規定する汚染土壌の処理の事業の用に供する施設をいう。
- (2) 設置者 施設を新たに設置しようとする者又は既設の施設の構造若しくは規模を変更（主要な設備の変更又は処理能力の変更（10%以上増加する場合に限る。）を伴う場合、以下「変更」という。）しようとする者をいう。
- (3) 関係地域 この要綱に基づき、設置者が地元説明会等を実施する地域として、厚生環境事務局長が関係市町の長及び設置者の意見を聴いて定める地域をいう。
- (4) 地域関係者 関係地域内に住所を有する者、関係地域内で農業、林業、漁業、工業等の事業活動を行う者及び関係地域内の利水を管理する者をいう。
- (5) 関係市町 関係地域が属する市町をいう。
- (6) 厚生環境事務所 設置者が施設を新たに設置し、又は変更しようとする場所を管轄する厚生環境事務所（支所を含む。）をいう。
- (7) 生活環境影響調査 設置しようとする施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響について、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に準じて行う調査をいう。

(県の責務)

第3条 厚生環境事務所は、関係市町と密接な連携を図るとともに、その協力を得て、この要綱に定める手続等が適正かつ円滑に行われるように努めるものとする。

2 環境保全課は、厚生環境事務所に対して、この要綱に定める事務に関する情報提供及び助言等を行うものとする。

(市町の協力)

第4条 関係市町は、適正な土地利用及び健全な生活環境の保全を図る立場から、この要綱に基づく地元調整に関する事務に協力するものとする。

(設置者及び地域関係者の責務)

第5条 設置者は、施設を新たに設置し、又は変更しようとするときは、紛争の予防と調整に関して、県及び市町が行う施策に協力するとともに、当該施設周辺地域の生活環境の保全に配慮し、地域関係者との良好な関係を損なわないよう必要な措置を講じなければならない。

2 設置者は、この要綱による手続が終了した後に、当該施設の設置工事に着手するものとする。

3 設置者及び地域関係者は、相互の立場を尊重し、紛争が生じたときは、互譲の精神を持って、自主的に解決するよう努めなければならない。

(事前協議書の提出)

第6条 設置者は、施設を新たに設置し、又は変更しようとするときは、別記様式第1号により厚生環境事務

所長へ事前協議書を提出しなければならない。

- 2 厚生環境事務所長は、前項の規定による事前協議書の提出があったときは、厚生環境事務所長が必要と認める関係市町の長に事前協議書の写しを送付するものとする。

(関係地域の指定)

第7条 厚生環境事務所長は、前条第1項の規定による事前協議書の提出があったときは、関係市町の長及び設置者の意見を聴いたうえで、事業計画に係る関係地域を指定するものとする。

- 2 厚生環境事務所長は、関係地域を指定したときは、関係市町の長及び設置者に通知するものとする。

(関係市町の意見等)

第8条 第6条第2項の規定により厚生環境事務所長から事前協議書の写しを送付された関係市町の長は、その事業計画について、設置者に直接説明を求めることができるとともに、適正な土地利用及び健全な生活環境の保全を図る見地から、厚生環境事務所長に意見書を提出することができる。

(地元説明会の開催)

第9条 設置者は、地域関係者を対象に事業計画に関する地元説明会を開催しなければならない。

- 2 設置者は、前項の地元説明会を開催するに当たっては、事前に地元説明会開催の趣旨、開催日時及び開催場所等を記載した文書を地域関係者に回覧するなどして、周知を図らなければならない。
- 3 設置者は、生活環境影響調査を実施し、地元説明会でその内容を説明するものとする。
- 4 設置者は、地元説明会を開催できない正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、地元説明会に代わる方法によって、地域関係者に事業計画の内容を説明することができる。

(地元説明会等実施状況の報告)

第10条 設置者は、地元説明会等を実施した場合は遅滞なく、地元説明会の資料及び生活環境影響調査書を添えて、別記様式第2号によりその内容を厚生環境事務所長へ報告しなければならない。

(意見書の提出)

第11条 地域関係者は、地元説明会等の日から30日以内に、設置者に対して、地域における健全な生活環境の保全を図る見地から、事業計画についての意見書を提出することができる。

- 2 設置者は、前項の規定による意見書の提出があったときは、取りまとめて、速やかにその意見書の写しを厚生環境事務所長へ提出しなければならない。
- 3 厚生環境事務所長は、前項の規定による意見書の写しの提出があったときは、その内容を関係市町の長へ通知するものとする。

(意見の調整)

第12条 設置者は、前条第2項に規定する意見書に対する設置者の見解を、再び地元説明会を開催すること等により、地域関係者に説明し、意見の調整を図らなければならない。

- 2 前項の地元説明会の開催等の手続については、第9条から第11条までの規定を準用する。
- 3 設置者は、意見の調整が終了したとき及び厚生環境事務所長が必要と認めるときは、地域関係者との意見の調整状況を整理し、別記様式第3号により厚生環境事務所長へ報告しなければならない。
- 4 厚生環境事務所長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を関係市町の長へ通知するものとする。

(厚生環境事務所の指導等)

第13条 厚生環境事務所長は、関係者の相当の努力にもかかわらず、意見の調整が難しい状況にあると思料するときは、関係市町の協力のもとに、地域関係者に対して、生活環境保全上の助言を行い、関係者双方の合意が得られるよう指導するものとする。

- 2 厚生環境事務所長は、前項の指導にもかかわらず、地元調整の見込みがないと認めるときは、関係市町の長及び設置者に対し、この要綱に基づく指導及び助言の打切りを通知するものとする。

(事業計画等の変更及び廃止)

- 第14条 設置者は、地域関係者の意見等により事前協議書の記載事項を変更しようとするときは、別記様式第4号により厚生環境事務所に届け出なければならない。
- 2 事前協議書を提出した設置者が、当該事業計画を廃止しようとするときは、別記様式第5号により厚生環境事務所に届け出なければならない。
 - 3 厚生環境事務所長は、前2項による届出があったときは、その内容を関係市町の長へ通知するものとする。

(報告の徴収)

- 第15条 厚生環境事務所長及び関係市町の長は、設置者に対し、この要綱の実施に必要な事項について報告を求めることができる。

(勧告及び公表)

- 第16条 厚生環境事務所長は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該設置者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- (1) 設置者が事前協議書を提出せず、又は虚偽の事前協議書を提出したとき。
 - (2) 正当な理由がなく、地元説明会等を開催しないとき。
 - (3) この要綱に定める手続を不正又は不誠実な方法により行ったとき。
 - (4) この要綱に定める手続を終了する前に当該施設設置工事に着手したとき。
- 2 環境県民局長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。
 - 3 環境県民局長は、前項の規定により公表しようとするときは、当該設置者に対して、その意見を述べる機会を与えるものとする。
 - 4 厚生環境事務所長は、環境県民局長が第2項の規定により公表したときは、その内容を関係市町の長へ通知するものとする。

(適用除外)

- 第17条 次のいずれかに該当する場合は、この要綱を適用しない。
- (1) 広島市、呉市及び福山市の区域内において施設を新たに設置し、又は変更する場合
 - (2) その他厚生環境事務所長が認める場合

附 則 (平成21年10月23日制定)

この要綱は平成21年10月23日から施行する。